団体グループ協定書

（別添４）（参考）

（目的）

第1 条　当団体グループは、「名古屋駅前桜通における道路空間活用社会実験等業務委託」（以下「本業務」という。）を共同連帯して営むことを目的とする。

（名称）

第2条　当団体グループは、　　　　　　　　団体グループと称する。

（事務所の所在地）

第3条　当団体グループは、事務所を　　　　　　　　に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第4条　当団体グループは、　年　　月　　日に成立し、その存続期間は、プロポーザルによる選定の結果、当団体グループが受注した場合は、本業務が完了し当団体グループの清算が終了するまでとし、その他の場合は本業務の契約締結日までとする。

（構成員）

第5条　当団体グループの構成員は、次のとおりとする。

所在地

商号又は名称

所在地

商号又は名称

（代表者）

第6条　当団体グループは、　　　　　　　　を代表者とする。

（代表者の権限）

第7条　代表者は本業務の履行に関し、当団体グループを代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、下記の権限を有するものとする。

(1) 企画提案書に関すること。

(2) 発注者及び監督官庁等と折衝すること。

(3) 見積に関すること。

(4) 契約代金の請求及び受領に関すること。

(5) 当団体グループに属する財産の管理に関すること。

（構成員の責任）

第8条　各構成員は、本業務の履行に伴う当団体グループが負担する義務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

（権利義務の譲渡の制限）

第9条　この協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

（事業途中における構成員の脱退に対する措置）

第10条　構成員は、発注者及び他の構成員全員の承認がなければ、当団体グループが本業務を完了する日までは脱退することができない。

2　構成員のうち業務途中において、前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存する構成員が本業務を完了するものとする。

（取引金融機関）

第11条　当団体グループの取引金融機関は、　　　　　　　　銀行とし、団体グループの名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

（構成員の除名）

第12条　当団体グループは、構成員のうちいずれかが業務途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、発注者及び他の構成員全員の承認により当構成員を除名することができるものとする。

2　前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3　第1項の規定により構成員が除名された場合においては、第10条第2項の規定を準用する。

（業務途中における構成員の破産又は解散に対する処置）

第13条　構成員のうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合においては、第10条第2項の規定を準用する。

（代表者の変更）

第14条　代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、発注者及び他の構成員全員の承認により他の構成員を代表者とするものとする。

（解散後の契約不適合責任）

第15条　当団体グループが解散した後においても、当成果品が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないときには、各構成員は共同連帯して責任を負うものとする。

（協定書に定めのない事項）

第16条　この協定書に定めのない事項については、構成員全員をもって定めるものとする。

　　　　　　　　外　社は、上記のとおり　　　　　　　　団体グループ協定を締結したので、その証拠として名古屋市住宅都市局名駅ターミナル整備課への提出用を含め協定書　通を作成し、各通に構成員が記名し、各自所持するものとする。

令和　　年　　月　　日

所在地

商号又は名称

代表者役職氏名

所在地

商号又は名称

代表者役職氏名